

令和6年 第5回農業委員会総会議事録

とき 令和6年5月15日(水)
ところ 東大阪市役所 22階 会議室1・2

【議事日程】

1. 農地調整・転用届出等に関する件

- 日程第1 報告第17号
相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件
- 日程第2 報告第18号
引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第3 報告第19号
引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明専決事項報告の件
- 日程第4 報告第20号
生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件
- 日程第5 報告第21号
農地法第4条第1項第7号による届出専決事項報告の件
- 日程第6 報告第22号
農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件

2. 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の実施状況

出席委員 17名 別紙のとおり
欠席委員 1名 別紙のとおり
事務局 2名 別紙のとおり

開会 午後2時00分

事務局 それではお時間となりましたので、令和6年第5回の農業委員会の総会を開会させていただきます。会長よろしくお願ひいたします。

会長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和6年第5回農業委員会総会を開催いたしましたところ、皆様ご出席いただきましてありがとうございます。

気候の方でございます。今年はエルニーニョ現象でかなり海水の温度が上がりまして、かなり気温が上がるという話で、気候の変動で野菜の方面でもかなりの影響が出ると思ひます。それと体の方も一つ大事にさせていただきますようよろしくお願ひいたします。それではこれより総会を開会いたします。

東大阪市農業委員会総会会議規則第6条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に参りますようひとつよろしくお願ひします。それでは失礼ではございますが、着席をさせていただきます。

本日の総会出席委員は17名ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員でございますが、私の方から指名してよろしいでしょうか？

(異議なしの声)

異議なしと認め、15番 高橋美代幸委員、16番 田中隆夫委員、両委員を指名いたします。それでは審議に入らせていただきます。

日程第1、報告第17号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい、議長 日程第1、報告第17号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件番号1被相続人住所氏名〇〇、〇〇、相続開始年月日、令和5年8月9日相続人住所氏名、〇〇、〇〇、特例適用農地の所在、〇〇、地目 田、面積〇〇平方メートル。相続登記が済んでおります。評価証明書、生産緑地地区指定の確認済みです。令和6年4月1日付証明、他2件でございます。

議長 はい、1番2番3番の専決事項について異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第1、報告第17号相続税の納税猶予に関する適格者証明専決事項報告の件は了承することに決しました。

議長 日程第2報告第18号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告をお願いします。

事務局 はい、議長。日程第2報告第18号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件 番号1、被相続人住所〇〇、被相続人氏名 〇〇、相続開始年月日平成29年7月16日、相続人の住所〇〇、相続人氏名 〇〇、特例適用農地でございますが〇〇、1063、地目が田、適用面積が〇〇平方メートルと〇〇平方メートル、租税特別措置法第70条の6第1項の適用農地でございます。令和6年4月1日証明、他12件でございます。

議長 1番から13番の専決事項について異議ありませんか？

(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第2、報告第18号引き続き農業経営を行っている旨の証明専決事項報告の件は了承することに決します。

日程第3報告第19号、引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい、日程第3報告第19号引き続き認定都市農地貸付等を行っている旨の証明専決事項報告の件、番号1、被相続人住所〇〇、被相続人氏名 〇〇、相続開始年月日令和2年8月11日、相続人住所 〇〇、相続人氏名 〇〇、特例適用農地所在が〇〇でございます。地目が田、適用面積が〇〇平方メートル、租税特別措置法第70条の6の第1項、ならびに第70条の6の4第1項の認定として農地貸付適用後でございます。令和6年4月15日証明、以上でございます。

議長 はい。1番の専決事項について異議ありませんか。

事務局 会長すいません。以前に質問が出ていましたのでその回答をさせていただいてもよろし

いでしょうか。

議長 はい。

事務局 令和6年の第3回農業委員会総会におきまして、西田委員の方からこれに関連するといひますか、同様の議案ということだったと思いますが、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条、事業計画認定申請の件という議題につき、申請者が〇〇さん、所有者が〇〇さん、物件が〇〇の農地、使用貸借10年間の事業計画認定申請につきまして、当該農地は生産緑地で間違いないかということのご質問で、その回答につきまして、今、答えさせていただきたいと思ひます。まず当該農地は生産緑地ですかということについては生産緑地でございます。続きまして、例えば農地所有者の耕作期間が20年あって、貸借期間が10年であった場合、あわせて30年となって買い取り申し出ができるようになるのかという質問がございました。回答としましては、貸借期間の10年間を合わせて30年で買い取り申し出ができるようになるという答えでございますので、よろしくお願ひいたします。西田委員、よろしいでしょうか。

西田委員 はい。

議長 はい、では次に行かせてもらひます。日程第4報告第20号 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願ひます。

事務局 はい議長。日程第4報告第20号 生産緑地の主たる従事者証明専決事項報告の件、番号1、買い取り申し出をする者 住所氏名 〇〇、〇〇、買い取り申し出事由の生じた者 住所氏名 〇〇、〇〇、買い取り申し出事由が生じた日 令和6年2月19日、申し出事由は故障、物件の表示、所在地番でございますが〇〇、地目が田、面積が〇〇平方メートル、添付としまして土地の謄本、診断書の写し、誓約書、付近の見取り図が提出されております。令和6年4月15日証明。他1件でございます。

議長 この1番と2番の専決事項について異議ありませんか。

西田委員 はい。

議長 はい、西田委員

西田委員 生産緑地の買い取りの申し出ですが、自分が重篤な故障でということですが、この方2人とも他に生産緑地の指定をされているか、その確認をしたいのですけれども。

事務局 議長。

議長 はい。

事務局 はい、委員のご質問にお答えいたします。まず〇〇さんの方ですけれども他に生産緑地はお持ちでございます。〇〇さんの方はこの一筆だけでございます。以上です。

西田委員 なぜこういうふうな確認させてもらったかいうと、以前に今回のように質問した時に事務局から、ありませんという回答をいただいたのですが実際にはあったような感じもする。ですので、今確認させてもらひました。やっぱり重篤な故障なので。やっぱり、できないということで、その部分だけ戻して、後はいいという、税の公平性から問題があると思うので、今発言させていただきました。

議長 他にご質問ございませんか。他に意見がないようですので、日程第4報告第20号 生産緑地の主たる従事者証明技術報告の件は了承することに決します。

日程第5報告第21号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい。日程第5報告第21号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件番号1、届出人住所氏名〇〇、〇〇、所在地〇〇、地目畑面積〇〇平方メートル、転用目的は共同住宅、用途地域は商業地域、他4件でございます。

議長 はい。1番2番3番4番5番の専決事項について異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議ないものと認め、日程第5、報告第21号農地法第4条第1項第7号による届け出専決事項報告の件は了承することに決めます。

次に7ページ日程第6報告第22号農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件を議題とします。事務局より報告願います。

事務局 はい議長。日程第6報告第22号農地法第5条第1項第6号による届け出専決事項報告の件番号1、譲受人住所氏名〇〇、〇〇、譲渡人住所氏名〇〇、〇〇、所在地〇〇、地目田、面積〇〇平方メートル、転用目的露天駐車場、用途地域は準工業地域でございます。他2件でございます。

議長 1番2番3番の専決事項について異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 はい。異議ないものと認め、日程第6報告第22号農地法第5条第1項第6号による届出専決事項報告の件は了承することに決めます。

議長 はい、続きまして議事日程2.令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務実施状況を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい議長。お手元に配布をさせていただいております左肩のホッチキス留めの資料ですね。令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表というものについてお手元にご準備をお願いいたします。農業委員会等に関する法律の第37条と施行規則15条で6月の30日までに当該資料についてインターネット等で公表をする必要がございます。その前段で総会の方に諮らせていただくものでございます。

主な内容につきましてポイントポイントでご説明をさせていただきます。まず一番の農業委員会の状況というところでございますが、令和5年4月1日現在の状況を書かせていただいております。その下2番、農家・農地等の概要というところでございますが小さな字で下に注釈が書いてあります通り、直近の農林業センサスに基づきまして記入をさせていただいております。直近の農林業センサスが2020年というところでございますのでそちらの方の値というところになっております。2番のところの値につきましては全てセンサスの値というところでございます。

続きましてめくっていただきまして、ローマ数字の2番、最適化活動の実施状況というところでございますが、まず1番の(1)の①現状および課題というところですが、こ

これは令和5年の4月1日現在の状況を記入するところでございます。管内の農地面積は先ほど申し上げた通り農林業センサスの2020年版の値でございます。その隣、これまでの集積面積Bと書いてあるところでございますが1.45ヘクタールとなっているところは東大阪市の中で、国版の認定農業者の方が持っておられる土地、それから借り入れをしておられる土地の合計の面積を記入させていただいております。1.45ヘクタールというところでございます。集積率は自動で計算されるようになっておりますので168分の1.45というところで0.9%というところでございます。

続きまして②の目標というところでございますがこれも令和5年4月1日現在の状況でございます。令和5年の新規の集積面積を0.1ヘクタールというところで値を設定させていただきまして今年度末の集積面積が1.55ヘクタールというところでなっております。③の実績というところを見ていただきたいのですが、今年度末の集積面積は1.55ヘクタールの目標に対する達成状況が100.5%となっておりますが、この①1.45ヘクタールから1.55ヘクタールに増えているところというのが、特に国の認定農業者の方が令和5年8月におひと方増えまして、その方の所有面積を合算して1.55になっております。続きましてその下の(2)遊休農地の発生防止・解消というところでございますが、こちらの方の値は令和4年の30条調査をさせていただきました結果、32条で第1項緑区分の遊休農地と判断させていただいた0.47ヘクタールについて記入をさせていただいております。次のページでございますが一番上のb黄色の区分というところでございますが農地法第32条に規定する黄色区分の農地というのは、本市では発生していないという状況でございます。続きまして③実績というところでございますが今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積が0ヘクタールとなっておりますが、本来であれば令和6年の3月に解消の確認の調査をさせていただいておりましたが、昨年度から今年度にかけてちょっと調査が遅れている状況でございます。いま、随時この辺りの調査を実施してまいりますのでよろしくお願いいたします。続きましてその下、④その他のところでございますがこちらの方は直近の農地利用状況調査、いわゆる令和5年度に実施した分ですね、令和5年6月に委員の皆様にご協力をいただきまして、回っていただきました30条調査の結果1.27ヘクタール分につきまして緑区分の遊休農地として処理をさせていただいております。続きまして(3)新規参入の促進現状および課題というところでございますが、過去3年間記入するような様式になっておりますけれども、新規の参入というところでの形態の参入というのはございませんでした。続きまして②目標というところでございますが、権利移動面積令和2、3、4と記入させていただいておりますが、その下に細かい字で注釈が書いてありますが、過去3年間の権利移動面積は農地法第3条第1項に基づく許可、いわゆる農地法の売買とか、相続以外で所有権を移転するというようなときの許可ですね。それから農業経営基盤強化促進法第19条に基づき報告された農地利用集積計画による権利移動面積、何回か農政課の方が

こちらの方で説明させていただいております地域計画というところになりますけれども、農地法の3条で権利移動した面積と地域計画によって権利を移動したところの面積を記入してくださいという様式になっております。地域計画は東大阪市はまだ策定されておきませんのでこの令和2年度の0.17、令和3年度の0.62、令和4年度の0.72、平均の0.51ヘクタールというのは過去3年間の農地法3条の権利移動の面積というところでございます。続きまして次のページの③の実績というところでございますが、こちらの方は先ほども少し申し上げました地域計画に基づいての権利の移動について記入するところでございます。令和5年度につきましては調整区域内で総会の方でも諮らせていただいておりますけれども、農地中間管理事業による権利移動といいますが、貸し借りがございましたが、まだ地域計画が策定されておきませんのでこちらの方はゼロというところになっております。ただ、点検結果というところには農地中間管理事業について出し手の登録があったが地域計画が策定されていないため、実績には記載をしていないという旨を記入させていただいております。続きましてその下、太字の2最適化活動の活動目標というところでございます。こちらにつきましては、東大阪市の農業委員会の目標としまして農業委員さん1人当たりの活動日数、こちらは月のうち10日間となっております。続きましてその下、(2)活動強化月間の設定というところでございますが、こちら9月から12月に農地の見回り、それからあるいは同年12月に新規参入促進の事業というところで目標を立てさせていただいております。実績としましてはその下の②というところになります。9月から12月、利用状況調査に合わせて見回りを実施していただいておりますので、ご記入をさせていただいております。新規参入の事項につきましては実施ができていないというところでございます。続きまして(3)次のページになりますけれども(3)新規参入相談会への参加というところで目標だけとしましてはこちら1回ということでございますが、実績のところ先ほど申し上げた通り新規参入相談会というのはちょっと残念ながら実施はできておきませんので実施ができていないというところでの回答となっております。そのページの一番下、推進員等の点検評価結果というところでございますがこちらにつきましては毎月総会のときに出していただいている活動の記録の日数等を参考にさせていただき、記入をしているところです。続きまして事務の実施状況に移っていただきまして、ローマ数字の3というところでございます。こちらの方は総会の開催実績から農地法第3条に基づく許可事務の件数、それから農地転用に関する事務、こちらの方はいずれも許可ということになっております。令和5年度の許可件数を記入させていただいております。違反転用の対応というところでございますがこちらの方も0ヘクタールというところを記入をさせていただいております。主だった数値について説明をさせていただきました。以上となります。よろしくお祈いします。

議長

はい。事務局からの説明にありました通り、今後東大阪市農業委員会のホームページでこれらの情報が公開されるということでございます。よろしくお祈いいたします。以上をもちまして本日の定例総会は終了します。

閉会 午後2時30分

以上の事実に相違ない事を証するため、署名捺印する。

会長

大西 博

委員

高橋 美代子

委員

田中 隆夫

令和6年 第5回 農業委員会総会出欠表(別紙)

(農業委員)

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	宮崎 行俊	○	10	石橋 亮平	×
2	木田 悟朗	○	11	大野 一博	○
3	草開 善城	○	12	柳生 よみ子	○
4	大東 雄太	○	13	柴村 義信	○
5	田中 強志	○	14	菱井 和樹	○
6	仲津 恭司	○	15	高橋 美代幸	◎
7	大西 博	○	16	田中 隆夫	◎
8	西田 博文	○	17	小林 茂一	○
9	石井 忠和	○	18	山口 裕之	○

- 出席
× 欠席
◎ 議事録署名委員
△ 途中参加

(職務のため総会に出席した事務職員)

事務局長 奥 田 陽 子

事務局次長 横 関 真 人